

北栄町立中学校拠点校方式による部活動実施要項

北栄町教育委員会

北栄町立中学校では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動指導教員の不足などの課題を抱え、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営に困難な状況が出てきている。北栄町教育委員会は、町立中学校に通う生徒にとって望ましい部活動が展開されるように、新しい部活動の在り方を創造する方策の一つとして「拠点校方式による部活動（以下「拠点校部活動」という。）」を実施するため、必要な事項を定める。

拠点校方式とは、在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れる方式である。

1 目的

- ① 北栄町立中学校に在籍する生徒の文化・スポーツにおける多様なニーズに応える。
- ② 各学校における適正な部員数の確保及び指導者の安定化を図り、持続可能な部活動の実現を図る。
- ③ 指導者の地域連携を通じて、学校、地域、保護者等と連携した地域クラブ活動の推進につなげる。

2 事業主体と実施主体

事業主体は北栄町教育委員会とし、実施主体は北栄町立中学校とする。

3 実施期間

実施の期間は、実施を決定した日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、両校の学校長の了解があれば、継続することができる。

4 実施種目

部活動指導員または外部指導者が継続的に指導を行っている部活動

5 実施申請・実施決定

- ① 拠点校実施校学校長は、北栄町教育委員会に『拠点校部活動申請書』（様式1）を提出する。
- ② 北栄町教育委員会教育長は、『拠点校部活動許可書』（様式2）の通知をもって、実施を認めるものとする。

6 実施決定後の申請

- ① 参加生徒の在籍校学校長は、当該生徒・保護者からの『拠点校部活動 参加申込書・保護者同意書』（様式3）を受け、事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当し

ていることを確認して拠点校学校長に『拠点校部活動 参加申込書・保護者同意書』(様式3)の写しを提出する。

- ② 参加生徒の在籍校学校長は、日本スポーツ振興センター災害給付制度の給付対象となるため、拠点校学校長に対し、『拠点校部活動 指導委任書』(指導委任書 様式 1-1、様式 1-2)を作成し、提出する。
- ③ 拠点校学校長は、『拠点校部活動 指導委任承諾書』(指導委任書 様式2)の通知をもって、承諾するものとする。

7 拠点校部活動に参加できる生徒の条件

- ① 在籍校に希望する部活動がないこと。
- ② 生徒の在籍校並びに拠点校の学校長が、生徒が拠点校部活動へ参加することを承認していること。
- ③ 参加生徒及び保護者が、拠点校の部活動規定や拠点校の学校の規則等を遵守して活動することに同意していること。
- ④ 拠点校部活動に参加する生徒は、二重登録を避けるため、在籍校での部活動には加入しないこと。
- ⑤ 拠点校への移動手段において、保護者の責任のもとで参加できる生徒。

8 参加生徒の活動について

- ① 生徒は、拠点校における部活動の方針(活動日、各大会や試合への参加、遠征等)に従う。
- ② 拠点校への移動は交通機関の利用、保護者送迎等自力での移動を原則とする。また、移動に係る経費は参加する生徒の保護者負担とし、保護者の責任により対応する。
- ③ 活動を欠席する際は、生徒又は保護者が拠点校の顧問へ連絡する。
- ④ 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合、原則として在籍校の活動を優先する。
- ⑤ 部活動に係る活動費等の保護者負担費用は在籍校及び拠点校の方針に従う。
- ⑥ 生徒または保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の学校長が生徒の活動を中止することができる。
- ⑦ 前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

9 在籍校及び拠点校の連携

- ① 在籍校及び拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連携をとる。
- ② 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
- ③ 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

10 試合参加

- ① 中体連主催大会等への参加にあたっては、中体連が定める規定や主催者が定める大会要項に従う。
- ② 各大会の参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。

11 事故への対応

- ① 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。
- ② 活動中の事故及び交通事故を除く移動中の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請の手続き等は、在籍校が行う。

12 参加申込手順

- ① 拠点校方式による部活動への参加を希望する場合は、在籍校の校長に『拠点校部活動参加申込書・保護者同意書』(様式3)を提出し、在籍校の承認を得る。
- ② 拠点校の体制が整い次第、在籍校から当該生徒・保護者へ連絡し、活動を開始する。

13 その他

- ① 当該年度の拠点校実施内容の生徒・保護者への周知は、各学校で行う。
- ② 拠点校は当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒・保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。
- ③ 参加生徒の在籍校は、連絡責任者(管理顧問等)を決めておく。

附則 この要項は、令和7年4月1日から施行する。